

(診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正)  
正)  
第八条 診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、該当する者」の下に「(法第六十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正)  
第九条 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、掲げるもの」の下に「(歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正)  
第十条 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「規定する者」の下に「(法第十一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正)  
第十一条 臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「規定する者」の下に「(法第十五条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正)  
第十二条 視能訓練士学校養成所指定規則(昭和四十六年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第一項に規定する者」の下に「(法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正)  
第十三条 柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和四十七年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「できる者」の下に「(法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は「又は養成施設」を加える。)」を加える。

(臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正)  
第十四条 臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和六十四年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一号中「第一項に規定する者」の下に「(法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正)  
第十五条 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一号中「第一項に規定する者」の下に「(法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(救急救命士学校養成所指定規則の一部改正)  
第十六条 救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、規定する者又は「規定する者」(法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)(又は「又は」に改め、同条第三項第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、できるもの」の下に「(法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正)  
第十七条 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、できる者」の下に「(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

文部科学大臣 遠山 敦子  
大学通信教育設置基準の一部を改正する省令  
大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第九号第一項中「第五十四条の二第二項」を「第五十四条」に改め、規定する」の下に「通信による教育を行う」を加える。

施行期日  
この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二百九号  
中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)を実施するため、中小企業投資育成株式会社業務処理規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十三年十一月二十七日  
経済産業大臣 平沼 赳夫

中小企業投資育成株式会社業務処理規則の一部を改正する省令  
一 中小企業投資育成株式会社業務処理規則(昭和三十一年通商産業省令第四百十三号)の一部を次のように改正する。  
第十一条の次に次の一条を加える。  
(電子情報処理組織による手続の特例)  
第十二条 経済産業大臣は、特定手続について、電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機と、特定手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項において「特定手続」とは、次に掲げる手続をいう。  
一 第七条第二項の規定による報告  
二 第八条の規定による提出  
三 第九条の規定による届出  
3 第一項の規定により行われた特定手続は、同項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に経済産業大臣に到達したものとみなす。

4 次の各号に掲げる者が、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、第七条第二項、第八条、第九条及び第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を第一項の電子計算機(特定手続を行う者の使用に係るものであつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。)から入力しなければならぬ。  
一 第七条第二項の規定により経済産業大臣に投資対象会社の業務の状況等の報告をしようとする者  
第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な投資対象会社の業務の状況等の報告様式に記録すべき事項

この省令は、公布の日から施行する。